港 区 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 条 例 0) 部 を 改 正 す る 条 例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港 区 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 条 例 0) 部 を 改 正 す る 条 例

港 区 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 条 例 平 成 五 年 港 区 条 例 第 十 六 号 0) 部 を 次 0) ょ う

に

改

正す

る

第 三 条 第 項 0) 表 港 区 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 シ テ イ ハ イ ツ 高 浜 0) 項 を 削 る。

第 +条 第 三 項 中 以 下 _ を _ 第 十 五 条 第 項 に お 11 て _ に 改 め

る

第十五条第二項中「毎年」を削る。

付 則 を 付 則 第 項 と し 同 項 に 見 出 し と し て 施 行 期 日 を 付 し 付 則 に 次 0) 見 出 し 及

び四項を加える。

港 区 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 シ テ イ ハ イ ツ 高 浜 0) 除 却 に 係 る 特 例

2 11 う 第 三 条 第 0) 除 却 項 に 0) 伴 表 1, に 規 現 定 す 住 宅 る 0) 港 使 区 用 特 者 定 か 公 5 共 他 賃 貸 0) 特 住 定 宅 公 シ 共 テ 賃 イ 貸 ハ 住 イ 宅 ツ 高 $\overline{}$ 以 浜 下 以 新 下 住 宅 現 住 と 宅 _ 1, う と

3 料 に を 等 規 使 区 を 長 定 用 す す 超 は る え る る 要 旨 前 場 項 件 0) 合 0) を 申 規 満 は 出 定 た が 入 に す あ 居 ょ 場 つ 開 I) 合 た 新 に と 始 き 後 た 限 に I) は 十 使 年 用 区 第 間 を 長 七 を 許 は 条 第 限 可 度 U 新 と た 住 項 新 宅 各 L て 号 住 0) 宅 使 $\overline{}$ 区 0) 用 第 規 使 を 号 則 用 許 で 料 可 を 定 等 す 除 が < る め Ž 現 る と 住 と Ž 宅 が 又 ろ で 0) は き 第 に 最 ょ 終 る 項 l) 0 使 各 新 用 묶

4 規 定 前 に 項 ょ 0) る 規 減 定 額 に 後 ょ 0) l) 額 使 用 減 料 額 等 期 0) 間 減 そ 額 0) を 行 他 う 必 旨 要 な を 事 決 項 定 を L た 明 記 と 0) き 上 は 使 新 用 住 者 宅 に 0) 対 使 し 用 料 通 知 等 す る 前 も 項 0 0

5

と

す

る

住

宅

0)

使

用

料

等

0)

減

額

を

行

う

~

と

が

で

き

る

第 料 十 条 と 用 使 て 等 に 十 料 用 あ 付 規 る 八 等 者 第 条 則 定 と 十 第 第 0) 条 0) 負 第 六 三 す は 額 あ 担 る る 額 条 項 項 0 使 付 項 と 0) 第 並 0) 用 及 び 規 則 あ は 以 び 下 料 第 る に 定 項 _ 第 0) 三 第 0) 付 中 に _ 減 項 三 は 則 使 \equiv ょ 十 額 0) 項 第 用 使 る 規 付 三 料 用 八 減 則 項 等 料 条 と 定 第 額 _ 二 第 第 あ に 0) を る 十 三 第 ょ 規 と 行 る 項 0) 定 十 項 つ 11 う は 減 条 0) に 第 た 額 第 規 ょ 条 場 _ <u>_</u> る 第 後 定 0) 묵 合 _ 十 規 に 0) 項 に 減 及 <u>_</u> 使 並 ょ 額 と 定 Q, お 条 用 び る 後 あ に 第 1, に 料 に ょ 7 減 0) り 規 等 第 額 る 項 使 は _ <u>_</u> 定 後 用 第 使 0) す と 十 0) 料 十 用 規 第 る 使 等 六 料 定 十 八 _ 使 条 条 を 六 第 用 0) 用 第 料 と 第 減 準 条 料 十 等 額 か 用 第 項 項 す ら 0) 八 0) を 減 条 第 十 及 行 第 額 る 額 第 六 び う 十 第 場 条 八 及 号 と び 項 第 三 中 合 条 0) 付 中 第 四 項 に 場 ま 則 使 十 項 中 合 で あ 第 七 に 第 中 つ 用 _ 三 料 使 7 お 十 条 第 項 二 等 使 用 は 11

に 規 定 す る 使 用 料 等 0) 減 額」 と 読 み 替 え る も 0) と す る。

付則

 \mathcal{Z} 0) 条 例 は、 各 規 定 に つ き、 区 規 則 で 定 め る 日 か ら 施 行 す る。 た だ し、 第 十 条 第 三 項 及 び

第 +五 条 第 項 0) 改 正 規 定 は、 公 布 0) 日 か ら 施 行 す る。

(説明)

特 定 公 共 賃 貸 住 宅 シ テ イ ハ 1 ツ 高 浜 を 廃 止 す る ほ か 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 シ テ イ ハ 1 ツ 高 浜 0)

除 却 に ょ IJ 転 居 先 と し て 他 0) 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 を 使 用 す る 場 合 0) 使 用 料 0) 特 例 を 定 め る た め

本案を提出いたします。